平成２８年（フ）第２２５３号
大阪府箕面市牧落５丁目16番３号（３号）
債務者　東本　祥子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６号
三重県伊勢市大湊町1222番地123
債務者　大井あさ子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
三重県伊勢市前山町355番地１　ディア・ライフ伊勢南305号室、住民票上の住所三重県伊勢市古市町59番地
債務者　海津　常美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第６１０号
埼玉県北本市高尾８丁目307番地
債務者　藤浦真美子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５４号
埼玉県北本市栄７番地　３－３－501
債務者　山本　吉雄
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
埼玉県越谷市大字南荻島261番地３　越谷南荻島団地２－102
債務者　松本美千代
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
埼玉県越谷市大沢２丁目９番10号　メゾンＳＫ北越谷203号
債務者　牧野　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
埼玉県越谷市大字増森1788番地　小島岩男方
債務者　西澤知佐子（旧姓関島）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
埼玉県深谷市小前田2459番地10
債務者　片倉ゆかり
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４０号
埼玉県東松山市若松町１丁目８番１号　市営若松町住宅３号棟　203号室
債務者　遠藤　真希
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１５０号
埼玉県東松山市美土里町３番９号
債務者　高橋　昌二
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１５２号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区22棟302号
債務者　市川　厚子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６５号
千葉県市川市国分３丁目15番18号　（ライトコート石井201号）
債務者　本田　理恵（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９５号
千葉県市川市新田３丁目３番19号（ハイムナカ103号）
債務者　髙張　道雄
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９７号
千葉県市川市行徳駅前１丁目17番７－504号（コスモビル）
債務者　大櫛真公里
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６５号
千葉県市川市下貝塚２丁目１番２－105号　プロスペリティ
債務者　水村　千里
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３７０号
千葉県船橋市二宮１丁目69番15－404号
債務者　渡邉　和己
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３７１号
千葉県船橋市二宮１丁目69番15－404号
債務者　渡邉美和子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係